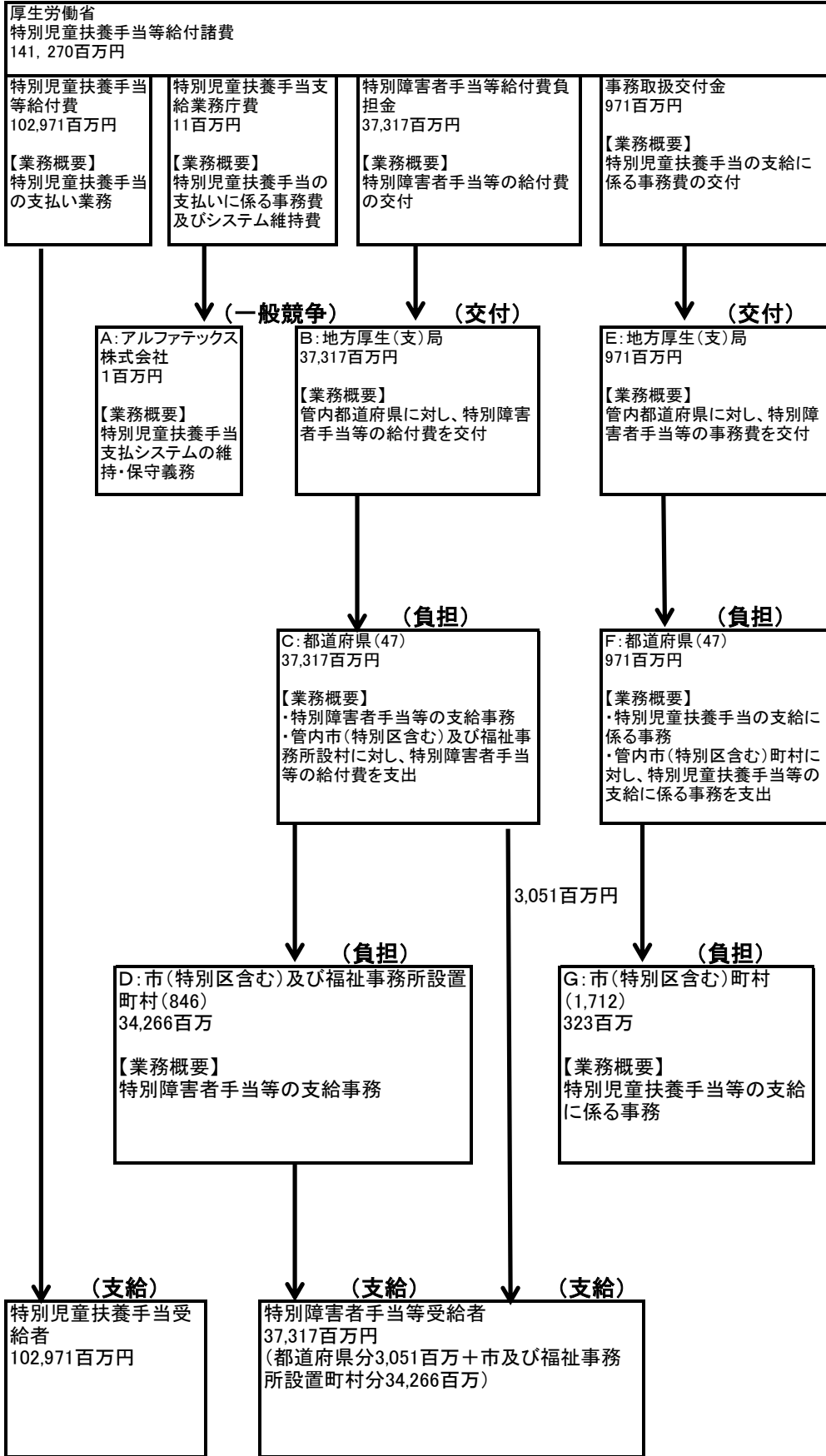


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特別児童扶養手当等給付贈費	担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和39年	担当課室	企画課	中島 誠			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第9条、第14条、第17条、第26条の2 児童手当法等の一部を改正する法律 附則第97条	関係する計画、通知等	事務取扱交付金交付要綱等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙1のとおり						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	当初予算	133,414	136,743	140,441	152,142	147,870	
	補正予算	△ 16					
	繰越し等		604				
	計	133,398	137,347	140,441	152,142	147,870	
	執行額	132,856	137,048	141,270			
執行率(%)	99.59%	99.78%	100.59%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	障害認定基準に該当した者に対して、手当を支給するものであるため、数値で定量的に指標を示すのは困難。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	特別児童扶養手当は、支給対象児童数 その他の手当は、受給者数 ※活動実績は各年度末の実績件数 ※22年度の活動実績は、東日本大震災により、特別児童扶養手当は福島県 その他の手当は、岩手県、宮城県を除いて集計。	活動実績 (当初見込み)	人	特別児童扶養手当 191,581	198,238	204,671 (200,576)	— (223,597)
			特別障害者手当 114,568	114,328	115,407 (118,030)	— (123,145)	
			障害児福祉手当 64,989	64,682	64,094 (67,815)	— (68,802)	
			経過福祉手当 8,093	7,165	6,411 (7,136)	— (6,381)	
単位当たりコスト	事務費等 (4,798円/1人)	算出根拠	981,995,953円(平成23年度事務費等執行額(手当給付分を除く)) / 204,671人(平成23年度特別児童扶養手当支給対象児童数)				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	特別障害者手当等給付費負担金	38,710	38,139	特別児童扶養手当2級及び特別障害者手当については受給者の増加が見込まれるものの、特別障害者手当1級、障害児福祉手当及び経過福祉手当については、受給者の減少が見込まれるため。			
	特別児童扶養手当支給業務費	13	13				
	事務取扱交付金	1,022	1,004				
	特別児童扶養手当給付費	112,396	108,715				
計	152,141	147,870					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	毎年受給者数が増加している事業であり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	認定業務に関しては、地方公共団体が行っているが、手当の支給に関しては、特別児童扶養手当は国が全て支払い、特別障害者手当等に関しては国が3/4支払っている。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	システムの保守業務に関しては一般競争入札を実施し、他の支出先については、都道府県、市町村、受給者のみに限定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	受給者数の伸びについて直近の実績を勘案し適正な水準となっている。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	特別児童扶養手当に関しては国が全て負担し、特別障害者手当等に関しては、国が3/4負担している。
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	監査指導を毎年実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っている。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	手当給付に必要なものに限定して支出している。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	見込みは前年の実績を元に算出しているが、活動実績はほぼ見込み通りとなっている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>特別児童扶養手当等給付諸費は、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している者、20歳未満の在宅の重度障害児、常時特別の介護を要する程度の20歳以上の在宅の重度障害者に手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。毎年受給者数が増加し、国民のニーズや優先度が高い事業となっている。</p> <p>また、障害認定基準に該当した者に対して手当を支給するものであるため、成果目標が示せないことから、成果を評価することは困難である。</p> <p>経費については、毎年監査を実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っているため、必要最低限の合理的なものとなっている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	502	平成23年行政事業レビュー	0455

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A.アルファテックス株式会社			E.関東・信越厚生局		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	システム保守運用	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	298
計		1	計		298
B.関東・信越厚生局			F.東京都		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費	11,802	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(東京都分)	40
			交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市町村分)	20
計		11,802	計		60
C.東京都			G.江戸川区		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費(市(特別区含む)福祉事務所設置町村分)	3,355	事務費	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(江戸川区分)	1.3
扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	24			
計		3,379	計		1.3
D.足立区			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	特別障害者手当等給付費	227			
計		227	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	特別児童扶養手当支払システムの維持・保守業務	1	2	53%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東・信越厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	11,802		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	7,546		
3	東海・北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,882		
4	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	4,430		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	3,222		
6	中国・四国厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	2,681		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,510		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別障害者手当等の給付費を交付	1,244		
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別障害者手当等の支給	3,379		
2	神奈川県	特別障害者手当等の支給	1,741		
3	千葉県	特別障害者手当等の支給	1,471		
4	埼玉県	特別障害者手当等の支給	1,453		
5	新潟県	特別障害者手当等の支給	1,390		
6	長野県	特別障害者手当等の支給	776		
7	茨城県	特別障害者手当等の支給	566		
8	栃木県	特別障害者手当等の支給	412		
9	群馬県	特別障害者手当等の支給	389		
10	山梨県	特別障害者手当等の支給	225		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	足立区	特別障害者手当等の支給	227		
2	江戸川区	特別障害者手当等の支給	223		
3	町田市	特別障害者手当等の支給	201		
4	練馬区	特別障害者手当等の支給	192		
5	世田谷区	特別障害者手当等の支給	167		
6	八王子市	特別障害者手当等の支給	157		
7	大田区	特別障害者手当等の支給	155		
8	板橋区	特別障害者手当等の支給	139		
9	葛飾区	特別障害者手当等の支給	124		
10	江東区	特別障害者手当等の支給	117		

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	関東・信越厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	298		
2	近畿厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	205		
3	九州厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	121		
4	東海・北陸厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	117		
5	東北厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	85		
6	中国・四国厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	57		
7	北海道厚生局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	54		
8	四国厚生支局	管内都道府県に対し、特別児童扶養手当の支給に係る事務費を交付	35		
9					
10					

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	特別児童扶養手当の支給に係る事務	60		
2	神奈川県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	54		
3	千葉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	47		
4	埼玉県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	43		
5	長野県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	22		
6	茨城県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	18		
7	新潟県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	16		
8	山梨県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	13		
9	群馬県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		
10	栃木県	特別児童扶養手当の支給に係る事務	12		

G.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	江戸川区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.3		
2	足立区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.2		
3	世田谷区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.2		
4	練馬区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1.1		
5	八王子市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	1		
6	板橋区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9		
7	大田区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9		
8	町田市	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.9		
9	葛飾区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.8		
10	江東区	特別児童扶養手当の支給に係る事務	0.7		

事業内容		
「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して支給資格の認定等を行い、当該支給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。		
事業名	対象	補助率
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県及び市・福祉事務所設置町村1/4
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10